

2026 年度日本看護系大学協議会  
社員総会参考書類

**【議案】**

- 第 1 号議案 定款および定款施行細則の一部変更について
- 第 2 号議案 2026 年度役員選任について
- 第 3 号議案 2025 年度決算承認・監査報告について

## 第 1 号議案 定款および定款施行細則の一部変更について

本議案は、法人運営の実態および円滑な意思決定体制に対応するため、定款ならびに定款施行細則の一部を変更するものである。

### 1. 定款の改定（資料 5-1）

#### 1) 社員総会の招集に関する変更

本法人設立当初においては、定時社員総会は対面開催を前提としており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に基づき、社員総会は「開催日の 1 週間前までに招集する」こととしていた。

しかしながら、コロナ禍以降、正式な定時社員総会の 10 日～2 週間前に、社員向けの定時社員総会「事前説明会」をオンラインで開催することとなった。一堂に会した総会では開催当日に資料配布してきたのに対して、オンライン開催を基本とする運営形態へ移行したことで、開催案内や資料確認に一定の準備期間を要する状況となっている。このような実態を踏まえ、社員総会の招集期間を現行の「1 週間前」から「2 週間前」へ延長することとしたい。

あわせて、定款第 13 条第 2 項について、司法書士からの指摘もあり「理事会の決議に基づき代表理事が招集する」との表現に改める。この修正は総会の招集手続きの役割分担を明確にするためである。総会を開催するかどうかは理事会が決議し、その決議に基づいて代表理事が招集手続きを行う。この文言の修正により、手続きの透明性が高まり、組織運営の適正性がより確保される。

以上の理由により、定款を別紙資料 5-1 のとおり変更することについて、承認を求めらるものである。

上記理由により、定款を別紙資料 5-1 のとおり変更することについて承認をお願いしたい。

### 2. 定款施行細則の改定（資料 5-2）

#### 1) 委員会区分の廃止および定款施行細則の一部改訂について

本会の委員会体制は常設委員会と臨時委員会の区分に基づいて運営されてきたが、事業拡大や CBT 事業など新たな取組の進展により、従来の区分や規定が現状の運営実態に合わなくなっている。このため、理事会で委員会体制全体の見直しを検討した。

現行制度では、委員会の名称や区分が定款施行細則に明記されていることから、総会を開催しないと委員会の新設・改廃ができず、新規事業や新たな課題にも常設委員会だけでは対応できないため、臨時委員会の設置が必要になるなど、制度上の制約が生じやすく、柔軟な委員会運営を妨げている。また、現行の委員会に関する規定が『定款第 35 条 → 定款施行細則第 7～9 条 → 委員会に関する規程』という三段構造となっており、定款施行細則を経由するため体系が複雑で、定款と委員会規程の関係が分かりにくくなっている。このため、定款から直接『委員会に関する規程』を参照する形に改め、規程体系を分かりやすく整理する必要がある。上記の状況を踏まえ、本改正では、定款施行細則の第 7 条から第 9 条を削除し、「委員会に関する規程」に整理・移行する。

また、常設委員会および臨時委員会の区分を廃止し、委員会制度を一本化するとともに、委員会の設置および改廃は理事会決議により行う仕組みとする。

なお、本改正は委員会活動を縮小する趣旨のものではなく、事業運営の実態に即した柔軟で明確な委員会運営を可能にすることを目的としている。

上記理由により、定款施行細則を別紙資料 5-2 のとおり変更することについて承認をお願いしたい。

### 【参考：委員会に関する規程】

委員会に関する規程 改正案	委員会に関する規程 現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）定款第35条に基づき、本会の委員会に必要な事項を定める。</p>	<p>(現行の定款施行細則第7条の定義を、新たな条文として追加する)</p>
<p>(委員会の設置)</p> <p>第2条 本会の事業の円滑な遂行を図るため、次の委員会を置く。</p> <p>(1) 高等教育行政対策委員会</p> <p>(2) 看護学教育質向上委員会</p> <p>(3) 高度実践看護師教育課程認定委員会</p> <p>(4) 広報・出版委員会</p> <p>(5) 国際交流推進委員会</p> <p>(6) データベース委員会</p> <p>(7) 災害支援対策委員会</p> <p>(8) JANPU ナースプラクティショナー (JANPU-NP) 資格認定委員会</p> <p>(9) 看護実践能力評価基準委員会</p> <p>(10) APN グランドデザイン委員会</p> <p>(11) 健康危機管理教材作成・運用検討委員会</p> <p>(12) 選挙管理委員会</p> <p>(13) 常任理事候補者選考委員会</p>	<p>(現行の定款施行細則第8条と第9条を統合し、新たな条文として追加する)</p>
<p>(任務)</p> <p>第3条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会で報告する。</p> <p>※以下は変更なし</p>	<p>(任務)</p> <p>第1条 委員会は理事会より委任を受けた事項を審議し、その経過および結果等を理事会で報告する。</p> <p>※以下は変更なし</p>
<p>以下、第4条（委員長）、第5条（委員の資格）、第6条（委員会の構成）、第7条（任期）、第8条（委員会の議決事項）、第9条（委員会の運営）は、条項番号のみを修正する。</p>	
<p>(本規程の改正)</p> <p>第10条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。</p>	<p>(本規程の改正)</p> <p>第8条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。</p>
<p>※附則への追記</p> <p><u>附則 この規程の改正は、2026年7月9日より施行する。</u></p>	

**第 2 号議案 2026 年度役員選任について (資料 6)****1. 理事の選任**

本総会終結の時をもって理事 14 名が任期満了となるため、理事候補者 10 名、補欠理事候補者 6 名、指名理事候補者 2 名、常任理事候補者 2 名の選任をお願いしたい。候補者は資料 6 のとおりとなる。

なお、理事の任期は定款の規定により 2028 年度の定時社員総会の終結時までとなる。

**2. 監事の選任**

本総会終結の時をもって監事 2 名が任期満了となるため、監事候補者 2 名、補欠監事候補者 3 名の選任をお願いしたい。候補者は資料 6 のとおりとなる。

なお、監事の任期は定款の規定により 2028 年度の定時社員総会の終結時までとなる。

**第 3 号議案 2025 年度決算承認・監査報告について (資料 7)**

2025 年度（自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日）における事業状況を事業活動報告書及び附属書類により報告し、下記の書類を提出して、その承認をお願いしたい。

- 1 貸借対照表
- 2 正味財産増減計算書
- 3 附属書類